

# 第1 安全で快適な道路の整備

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

東京外かく環状道路事業の進め方については、「対応の方針」が確実に実施されるよう引き続き国・東京都に強く要請していきます。また、都市計画道路の整備に関しては、都市計画道路3・4・13号（人見街道～連雀通り）の整備を進めている他、みちづくり・まちづくりパートナー事業を活用して都市計画道路3・4・7号の整備を進めています。また、東京都施行による調布保谷線については、設計の段階から市民の意見を聴きながら、地域の特性に合った道づくりを進めました。

一方で、従来の自動車中心の道路整備から新たな交通体系への転換を目的に、国の自転車通行環境に関するモデル事業として、かえで通りに自転車道を整備しました。今後は東京都や近隣区市などとともに、自転車走行空間の研究に努め整備を推進することが必要です。また、安全な歩行空間を確保するため、主要路線の無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備及び高齢者が安心して歩行できる施設などの設置を推進することが必要です。

さらに、国から譲与を受けた「法定外公共物」は、まちづくりの観点から道路用地としての活用を最優先に、隣接土地所有者や関連部署と調整を行い意向調査等も活用して土地の交換や払下げ等による利活用を図ることが必要です。

### ● 施策の方向

東京外かく環状道路事業については、多岐にわたる課題について柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点で検討し、適切に進捗していくよう国等に要望していきます。また、市内の幹線道路（都市計画道路）については、平成27年度に策定する都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）に基づき、東京都及び近隣市区とも連携して整備を推進します。特に東京外かく環状道路事業における中央ジャンクション（仮称）・東八道路インターチェンジ（仮称）周辺の都市計画道路については、「対応の方針」に基づき、外環事業に合わせて着実に事業が進捗するよう要望します。その整備にあたっては、環境や景観に配慮した質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、近隣区市と連携した広域的な道路行政を推進します。

自動車交通量の変化や、自転車交通の普及拡大などの社会情勢を踏まえ、都市の持続可能性を高めるために新たな交通環境と都市基盤整備としての道路のあり方を研究し、人や車、自転車等すべての通行者にとって安全で快適な都市空間の整備を推進します。また、安全な歩行空間確保を推進します。さらに、市内のバリアフリー化については、平成27年度に改定する「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」に基づき、道路の更なるバリアフリー化を推進します。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
都市計画道路整備率	41.9%	43.8%	56.8%	59.5%

三鷹市内における都市計画道路の整備率を示す指標です。現在事業中の都市計画道路の他、東京外かく環状道路の整備に合わせて施行される周辺都市計画道路の整備により、整備率の向上をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
特定道路(注1)の整備率	63.2%	63.2%	82.6%	85.4%

「特定道路の整備率」により、バリアフリーの道路づくりの進捗状況を示す指標です。道路のバリアフリー化を図ることにより、すべての人にとって安全な道路をめざします。

(注1) 特定道路：生活関連経路（生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設）相互間の経路）を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、都市計画道路整備に伴う周辺のまちづくりのあり方などについて、積極的に参加することにより、「協働のまちづくり」に取り組みます。
- 東京都は、市と連携を図りながら都市計画道路整備事業を推進します。
- 東京都は、地域住民の声を聴きながら、道路整備に取り組む必要があります。
- 国は、東京都と協力しながら、東京外かく環状道路事業に際して「対応の方針」を確実に履行するなど、完成まで責任を持って進めます。

#### ● 市の役割

- 市は、市民及び関係機関の協働によるまちづくりを進め、地区計画等による面的なまちづくりに取り組みます。
- 市は、市が施行する都市計画道路について、引き続き事業を推進します。
- 市は、道路の更なるバリアフリー化に取り組みます。
- 市は、安全で快適な自転車走行空間の整備に取り組みます。
- 市は、「法定外公共物」の土地交換や払下げについて関係者と調整をしながら対応し、信頼関係の構築に努めます。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

#### 1 道路の計画的整備の推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	都市計画道路網の整備の推進	主要	①都市計画道路網の整備の推進
(2)	「生活道路網整備基本方針」の推進	推進	①「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

#### 2 幹線道路の整備

(1)	主要幹線道路の整備	①東八道路の整備の促進
		②調布保谷線の整備の促進

(2)	幹線道路の整備	主要	①都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進
		主要	②都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進
		主要	③都市計画道路3・4・11号(北野地区)整備の促進
		主要	④都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区)整備の促進
		主要	⑤都市計画道路3・4・3号(北野地区)整備の促進
		主要	⑥都市計画道路3・4・9号(三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進
		推進	⑦都市計画道路3・4・20号(天文台通り)整備の促進
		推進	⑧都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り)整備の促進
(3)	準幹線道路の整備	主要	①市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備
		主要	②人見街道の整備の促進
(4)	幹線道路の交差点等の整備	推進	①交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進
			②交差点すいすいプラン事業の促進

### 3 生活道路等の整備

(1)	主要生活道路の整備	主要	①市道第47号線(牟礼地区)等の整備
			②市道第56号線(井の頭地区)の整備
		推進	③市道第41号線の整備
(2)	地域生活道路の整備		①狭あい道路拡幅の推進
			②建築指導との連携の強化
(3)	遊歩道・緑道の整備		①道路施設のデザイン化の推進

### 4 バリアフリーの道路づくり

(1)	バリアフリーの道路づくりの推進	主要	①架空線の地中化・無電柱化の推進
		推進	②バリアフリーの道路整備の推進
		推進	③バリアフリー重点整備路線の整備の促進
		推進	④回遊性を生む道路環境整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
			⑤電柱移設等による歩行空間の改善の推進
			⑥歩道の拡幅整備
			⑦ベンチのあるみちづくりの推進
(2)	歩行者の安全確保		①不法占用物件の取り締まり強化
			②歩車道分離の推進
			③交通安全施設(道路反射鏡・標識等)の設置管理

## 5 道路環境の向上

(1)	良好な沿道環境の形成	主要	①街路灯のLED化による省エネルギーの推進
		推進	②生活環境に配慮した舗装の整備
		推進	③幹線道路等における低騒音舗装等による整備
			④街路樹・植栽の整備
(2)	自転車交通の環境整備	推進	①自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進
			②駐輪場の整備 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
(3)	防災機能の強化		①狭あい道路の拡幅整備
(4)	まちづくりと一体となった道づくりの推進	主要	①「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進
		主要	②まちづくり推進地区制度の活用 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		主要	③地区計画制度等の活用 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
(5)	道路環境の自主管理方式の導入	推進	①みちパートナー事業の推進

## 6 維持・管理の充実強化

(1)	街路樹の維持管理		①街路樹剪定の実施
(2)	道路管理の指導強化		①道路パトロールの充実
			②交通管理者との連携の強化
(3)	公共基準点の管理保全		①公共基準点の管理保全
(4)	橋梁の再生・整備	主要	①橋梁長寿命化修繕計画の推進

## 7 推進体制の整備

(1)	道路行政の推進	主要	①法定外公共物の利活用の推進
		推進	②地籍調査の実施
			③道路用地取得の推進
(2)	広域的道路行政への取り組み	主要	①東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請
(3)	道路づくり等における市民参加手法の検討	推進	①道路づくり等における市民参加の取り組み
(4)	バリアフリーの推進体制の整備		①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実



東京外かく環状道路の工事風景

# V 主要事業

## 1-(1)-① 都市計画道路網の整備の推進

三鷹市は、近隣市と比較して都市計画道路の整備が遅れている状況にあります。このことは、都市の骨格形成や交通ネットワーク等に大きな影響があるため、重点的に整備を促進します。また、平成28年度からは都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画（注2））に基づき、東京都及び近隣市区とも連携して都市計画道路網の整備の推進を図ります。

（注2）第四次事業化計画：平成28年3月に、東京都と特別区26市2町で策定予定の「東京における都市計画道路の整備方針」のことであります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市計画道路網の整備の推進	整備の促進	都市計画道路整備率43.8%	整備促進				

## 2-(2)-① 都市計画道路3・4・7号（連雀通り）整備の促進

三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間（約235m）を新みちづくり・まちづくりパートナー事業（市が、東京都から委託を受け、測量、用地取得を行い、整備を自費工事として実施する事業）を活用して整備を進めます。

また、下連雀七丁目交差点～狐久保交差点付近間約（約780m）については、東京都が街路事業に着手しており、引き続き、連雀通りまちづくり協議会等の提案を踏まえ調整を図りながら事業を促進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市計画道路3・4・7号（連雀通り）整備の促進 三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間（約235m） (事業費：約5億6千万円)	整備の完了	用地取得率89.0%	用地取得		整備工事の推進		
下連雀七丁目交差点～狐久保交差点付近間（約780m）	整備の促進	促進	促進				

## 2-(2)-② 都市計画道路3・4・13号（牟礼地区）整備の促進

人見街道～連雀通り間（約466m）について、交通ネットワークの形成による交通環境の向上や、延焼遮断帯の形成等防災震災対策に資することを目的として、幅員16mの都市計画道路を整備します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市計画道路3・4・13号（牟礼地区）整備の促進 (事業費：約9億1千万円)	整備の完了	用地取得	用地取得		整備工事の推進		



2-(2)-③ 都市計画道路3・4・11号（北野地区）整備の促進

2-(2)-④ 都市計画道路3・4・12号（牟礼・北野地区）整備の促進

2-(2)-⑤ 都市計画道路3・4・3号（北野地区）整備の促進

東京外かく環状道路周辺の都市計画道路3路線について、東京外かく環状道路の「対応の方針」において、本線の事業と合わせて整備する旨の回答を東京都から得ており、その確実な実施に伴う整備の促進を要望します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市計画道路3・4・11号（北野地区）整備の促進	整備の完了	事業化促進	促進	→			
都市計画道路3・4・12号（牟礼・北野地区）整備の促進	整備の完了	事業化促進	促進	→			
都市計画道路3・4・3号（北野地区）整備の促進	整備の完了	事業化促進	促進	→			

2-(2)-⑥ 都市計画道路3・4・9号（三鷹通り～武蔵野市境）整備の促進

第三次事業化計画による優先整備路線に指定しています。今後も地域の防災対策等の向上に係る検討や事業化に向けた取り組みを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)	
			27	28	29	30		
都市計画道路3・4・9号（三鷹通り～武蔵野市境）整備の促進	用地取得	事業着手に向けた検討	着手に向けた検討	→				測量 用地取得

2-(3)-① 市道第135号線（三鷹台駅前通り）の整備

三鷹台駅前通りのバリアフリー化に向けて、市道第135号線（三鷹台駅前通り）の整備を引き続き行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
市道第135号線（三鷹台駅前通り）の整備 (事業費：約4億円)	1、2工区の整備完了	用地取得率96% 電線共同溝等工事の実施	用地取得 電線地中化等工事	電線地中化等工事	引込工事	舗装工事	

### 3-(1)-① 市道第47号線(牟礼地区)等の整備

牟礼団地の建替えに伴いUR都市機構が東西道路の整備を平成23年度から平成24年度に進めました。さらに、都市計画道路3・4・13号の事業進捗に合わせ、市道第47号線(牟礼地区)の整備を進めていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
市道第47号線(牟礼地区)の整備	牟礼団地から都市計画道路3・4・13号線までの整備完了		用地調査	測量	用地取得	用地取得	用地取得 設計・整備

### 4-(1)-① 架空線の地中化・無電柱化の推進

無電柱化の目的は、安全で快適な歩行空間の確保・良好な都市景観の創出及び都市防災機能の強化等です。電線共同溝等地中化による無電柱化の他、地中化による無電柱化が困難な箇所にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等の地中化以外による無電柱化についても検討します。これまで都市計画道路3・4・19号(調布基地跡地周辺)の整備を完了したので、引き続き都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)、市道第135号線(三鷹台駅前通り)の2路線を対象として整備を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
架空線の地中化・無電柱化の推進	市道3路線の無電柱化	1路線				1路線	1路線

### 5-(1)-① 街路灯のLED化による省エネルギーの推進

街路灯の照度を確保しつつ、省エネルギー化を推進していくため、リース方式によるLED化を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
街路灯のLED化による省エネルギーの推進	街路灯のLED化		現況調査	LED化			

### 5-(4)-① 「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進

交通死傷事故の多い上連雀・下連雀地区が、国から「あんしん歩行エリア」に指定されたことを受け、交通事故の抑制をめざして、平成17年度から平成19年度にかけて整備を行いました。また、平成20年度に「次期あんしん歩行エリア」に再度指定され、平成23年度から平成24年度に整備を拡充しました。

今後は、「あんしん歩行エリア」に指定されていない地域についても、「あんしん歩行エリア」で行う整備手法を活用して安全対策を積極的に推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進	整備工事の推進	「次期あんしん歩行エリア」整備完了	整備工事の推進	→			

## 6-(4)-① 橋梁長寿命化修繕計画の推進

平成26年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」や橋梁現況調査結果等に基づき橋梁の点検・修繕等を推進するとともに、老朽化した橋梁の架け替え等も行いながら、安全性を確保した効率的な維持保全を図ります。

宮下橋架け替えについては、現在、宮下橋より約270m先で市道第135号線（三鷹台駅前通り）整備が事業中であるため、交通安全等を考慮して、同事業完了後に整備を推進していきます。

架け替えにあたっては、環境への配慮、周辺景観との調和や、周辺住民、通行人及び通行車両に配慮し丁寧に進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
橋梁長寿命化修繕計画の推進	宮下橋の架け替えの完了 (事業費：約5億1千万円)	新橋の架け替え完了	補足設計		用地取得	実施設計	宮下橋工事
	橋梁の点検・修繕の推進	「橋梁長寿命化修繕計画」の策定	点検・修繕	→			

## 7-(1)-① 法定外公共物の利活用の推進

平成20年度から平成21年度にかけて隣接土地所有者を対象に行った意向調査等のアンケート調査結果や地域特性を踏まえて、適正な管理とともに積極的に利活用を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
法定外公共物の利活用の推進	法定外公共物の利活用の推進	法定外公共物の利活用の推進	推進	→			

## 7-(2)-① 東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請

市は、中央ジャンクション（仮称）蓋かけ上部空間等の整備や周辺の都市計画道路等の整備など国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実施されるよう、国・東京都に強く要請します。また、工事期間中の交通安全対策及び防犯対策等を話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、地域の安全・安心の対策に取り組みます。多岐にわたる課題について、引き続き柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点で検討し、東京外かく環状道路事業が適切に進捗していくよう国等に要望します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請	検討及び国等への要請	検討及び国等への要請	検討要請	→			



## VI 推進事業

### 1-(2)-① 「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

「生活道路網整備基本方針」に基づき、生活道路の計画的整備を図ります。歩道の拡幅、段差の解消、ベンチの設置などのバリアフリー化、幹線道路、まちづくり推進地区、地区計画、開発指導と連携した生活道路とのネットワーク化、建築指導と連携した道路の沿道の不燃化など、良好な景観に配慮した安全で快適な生活道路の整備を推進します。

### 2-(2)-⑦ 都市計画道路3・4・20号（天文台通り）整備の促進

### 2-(2)-⑧ 都市計画道路3・4・14号（吉祥寺通り）整備の促進

### 4-(1)-② バリアフリーの道路整備の推進

### 4-(1)-③ バリアフリー重点整備路線の整備の促進

「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」に基づき、都道などの幹線道路の整備に取り組みます。

### 2-(4)-① 交差点あんしん歩行プラン（仮称）事業の推進

三鷹市を東西に貫く山中通りは、市民にとって主要な道路となっています。歩道設置や、交差点部の右折レーンの設置整備に向けて、取り組んでいきます。

### 3-(1)-③ 市道第41号線の整備

杏林大学井の頭キャンパスの開設に伴うバス路線の延伸や周辺道路環境の向上を図るため、交通管理者との協議を進め、安全確保に努めます。

### 5-(1)-② 生活環境に配慮した舗装の整備

### 5-(1)-③ 幹線道路等における低騒音舗装等による整備

生活環境を改善するために透水性舗装、熱交換性舗装等も採用して整備を進めます。さらに、幹線道路等の振動や騒音等に対応するため、低騒音舗装を積極的に採用します。

### 5-(2)-① 自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進

市では、かえで通りに自転車道の整備を行いました。東京都も東八道路や調布保谷線に自転車走行空間の整備を行うとともに、他の路線においても順次整備を進めてきていることから、東京都、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、武蔵野市、西東京市、狛江市による「自転車走行空間に関する協議会」で、シンボルカラーやサインなどの統一を図ることやネットワーク化の研究に取り組んでいます。あわせて、東京都が進める、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートへの取り組みについても推進していきます。

### 5-(5)-① みちパートナー事業の推進

周辺住民等との協働により、市内の道路を対象に日常的な美化活動を行い道路を美しく保つとともに、参加を通じて美化推進意識の向上を図ります。登録団体、清掃区域の拡大をめざします。

### 7-(1)-② 地籍調査の実施

地籍調査の都内着手率は平成26年度で約79%ですが、三鷹市は、平成22、24年度に国の制度を活用して「都市部官民境界基本調査」を実施しました。これは、地籍調査の基礎資料となる測量作業です。平成27年度から「都市再生地籍調査事業（官民境界等先行調査）」に着手します。

### 7-(3)-① 道路づくり等における市民参加の取り組み

東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）部において、良好な住環境や農環境等の維持及び創出を図るため地区計画などの都市計画制度を活用するとともに、蓋かけ部分を含むジャンクション上部の利用方法及び周辺のみちづくり・まちづくりについて、平成27年度に「北野の里（仮称）まちづくり方針」を策定します。まちづくり方針で示す各取り組みについては、市民参加による検討を行うなど、新たな北野の中心となる拠点づくりを市民及び関係機関との協働によりめざしていきます。また、北野の里（仮称）の具現化に向け、北野の里（仮称）まちづくり方針に基づき、まちづくり整備計画を策定します。

外環ノ2の整備については、「対応の方針」に基づき、市民意見及び三鷹市の意見を十分尊重し、地域特性に合わせた適切な対応を図るよう、東京都へ要請するとともに、市民意見が反映できる手法を東京都と検討します。

## VII 関連個別計画

- 土地利用総合計画2022（第1次改定）
- バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第1次改定）

### 本施策記載の都市計画道路等位置図



- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ①東八道路                     | ⑨都市計画道路3・4・20号（天文台通り） |
| ②調布保谷線                    | ⑩都市計画道路3・4・14号（吉祥寺通り） |
| ③都市計画道路3・4・7号（連雀通り）       | ⑪市道第135号線（三鷹台駅前通り）    |
| ④都市計画道路3・4・13号（牟礼地区）      | ⑫人見街道                 |
| ⑤都市計画道路3・4・11号（北野地区）      | ⑬交差点あんしん歩行プラン（仮称）     |
| ⑥都市計画道路3・4・12号（牟礼・北野地区）   | ⑭市道第47号線（牟礼地区）等       |
| ⑦都市計画道路3・4・3号（北野地区）       | ⑮市道第56号線（井の頭地区）       |
| ⑧都市計画道路3・4・9号（三鷹通り～武蔵野市境） | ⑯市道第41号線              |

第V編

第3部

第1 安全で快適な道路の整備

## 第2 緑と水の快適空間の創造

### I 基本的な考え方

#### ● これまでの取り組みと課題

「緑と水の公園都市」の将来像を実現するため、安全性や利便性、快適性などを視点に高環境のまちづくりに取り組んできました。年々三鷹の原風景である緑地、屋敷林や農地等、生物が生息できる環境が失われていく中で、緑豊かでうるおいのある公園都市の実現のため、民有地である屋敷林・農地等の保全対策を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の充実を図ってきました。また、大沢の里、牟礼の里、丸池の里などにおいて、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」の公有地化や整備、安全で安心な公園づくり、市民や事業者との協働による緑化の推進など、憩いの空間の提供と身近な緑を増やす取り組みを継続して進めています。特に、市民協働では、花と緑のまち三鷹創造協会を設立し、より市民に近いところで緑の市民活動の支援を行うことが可能となり、協働による緑の保全と緑化推進の新しい仕組みづくりが整いました。

今後の課題等については、新たなまちづくりの展開で創出される拠点や空間等において、「コミュニティ創生」の拠点の一つとして周辺環境と調和を図り整備を進めていくこと、近年の環境問題への対応や災害に強い安全で安心な公園づくりの推進などが求められています。

#### ● 施策の方向

法律・制度の改正や社会情勢等を充分踏まえ、「緑と水の基本計画2022」を推進します。回遊ルートの整備については、更なる拠点と地域資源等とのネットワーク化を推進します。推進にあたっては、生物多様性への配慮、緑の「質」、民有地の緑化等に着目し、環境に配慮した高品質な緑化を推進するとともに、新たなまちづくりの展開に対応した施策等を推進します。

安全で安心な公園づくりについては、日常の治安面だけでなく災害時における公園緑地等の役割について整理を行い、防災機能等を備えた公園づくりを推進します。また、公園管理に際して、市民主体の管理、生物多様性に配慮した施策の導入を進めます。

市民や事業者との協働については、花と緑のまち三鷹創造協会を軸として市民の多様な活動との連携・拡大を図り、市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みづくりや場づくりを進めるとともに、緑に関わる活動を通して市民の緑化意識の啓発とコミュニティの創生を推進します。

さらに、生産緑地等の農地や屋敷林について、「農地の保全に向けた基本方針」に基づき、景観に配慮した三鷹らしい緑の空間の確保に努めます。

### II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市域面積(注1)に対する公園緑地等の割合	4.60%	4.72%	5.26%	5.48%

(注1) 市域面積：市域面積16.5km<sup>2</sup>(※1 平成27年4月1日以降の市域面積は、16.42km<sup>2</sup>)に対する公園・緑地等(大規模施設内の緑地等で市民に一般開放されたものを含みます。)の面積から、緑化推進の進捗度を見る指標です。公園緑地等の増設、借地公園の公有地化、大学キャンパス等の大規模施設内緑地の一般開放の推進などにより、市民が利用できる公園緑地等の面積の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成21年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
緑被率	33.46%	32.00% (注2)	維持	維持

樹林地、草地、農地等を合わせた面積が、市域面積に占める割合です。市民の自主的な緑化推進と活動、公園の増設やまちづくり条例に基づく緑化指導、農地の確保などにより、市民、事業者・関係団体等とともに協働で緑を維持する取り組みを進めます。農地や樹林地の開発・宅地化等により民有地の緑の減少が予想される中、緑被率については、32.00%を維持していくことを目標とします。

(注2) 緑被率：平成24年度の東京都調査結果をもとに平成25年度算定。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、緑に対する理解を深め、庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に取り組み、緑豊かなまちづくりに協力します。
- 事業者等はまちづくりに大きく影響していることを認識し、緑の保全及び緑化活動等を主体的に行うとともに、敷地内緑地空間の地域開放や沿道スペースにおいてエントランス的空間の創出を図ります。
- 花と緑のまち三鷹創造協会は、市民との協働の取り組みを推進・拡充していくため、担い手の発掘や育成に努め、その活動の継続的展開の支援を行います。

#### ● 市の役割

- 市は、国や東京都など関係する関係機関と連携を図り、緑と水に関する総合的な観点から緑の保全及び緑化の推進に向けた施策に取り組みます。
- 市は、市民や事業者等の緑に関わる活動を支援するとともに、市民参加の機会の場づくりや緑や水に関する意識啓発に努め、緑の保全及び緑化活動などを支援します。
- 市は、公園や道路などの公共施設の緑化、高品質化を積極的に推進し、公園緑地等の適切な整備や維持、管理及び魅力の向上を図ります。
- 市は、緑地保全、緑化推進やPR、情報提供を積極的に行い、緑と水のまちづくりに向けて関係機関と連携・調整を図ります。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

#### 1 計画の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「緑と水の基本計画2022」の改定と推進	主要	①「緑と水の基本計画2022」の改定と推進
-----	----------------------	----	-----------------------

#### 2 緑と水のネットワークの構築

(1)	回遊ルート「拠点整備」の推進	主要	①ふれあいの里等の整備及び周辺の景観づくりの推進
		主要	②けやき並木の保全と道路づくり
(2)	回遊ルート「ルート整備」の推進	主要	①拠点周遊ルート等の整備
		推進	②河川ルートの整備
			③「三鷹型エコミュージアム」関連ルートの整備



### 3 緑と水の保全

(1)	自然緑地の保全	推進	①回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全
		推進	②緑と水の環境整備重点地区の指定
		推進	③生物多様性に配慮した空間の保全・再生
(2)	農地の保全	主要	①「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進
(3)	河川の親水化、橋梁の整備	主要	①橋梁長寿命化修繕計画の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照

### 4 緑と水の再生・創出

(1)	公園・緑地の整備・活用	主要	①災害に強い公園づくりの推進
		主要	②公園緑地の改修・拡充整備の実施
		主要	③安全で安心な公園づくりの推進
		推進	④遊び場広場（プレイパーク）事業実施のあり方の検討
		推進	⑤特色のある公園の整備
		推進	⑥コミュニティガーデン（地域庭園）設置の推進
(2)	公共施設等の緑化・公園化		①公共施設等の緑化の充実と公園化
(3)	公有地化の推進		①借地公園等の公有地化の推進

### 5 協働による緑化等の推進

(1)	民有地の緑化	主要	①市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進
		推進	②接道部緑化の推進（生け垣化モデルルートの設定等）
(2)	民間緑地の市民開放の推進	推進	①公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

### 6 快適な都市空間の創造

(1)	良好な景観の創出	主要	①「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進 ▶「第3部-第3 住環境の改善」参照
			②地区計画等の活用
(2)	市民緑化の推進	主要	①花と緑のまちづくり事業の推進
(3)	公園緑地等の自主管理方式の導入	推進	①自主管理・公園ボランティアの支援

### 7 推進体制の確立

(1)	花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充	推進	①花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充
-----	---------------------	----	----------------------



## V 主要事業

### 1-(1)-① 「緑と水の基本計画 2022」の改定と推進

協働による緑化の推進等の拡充を進め、緑と水の公園都市の実現を図るため、「緑と水の基本計画 2022」を改定し、計画の推進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「緑と水の基本計画 2022」の改定と推進	推進	推進	改定	推進			

### 2-(1)-① ふれあいの里等の整備及び周辺の景観づくりの推進

大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」等の整備を推進します。また、東京外かく環状道路事業に伴う新たなふれあいの里の創出として、「北野の里（仮称）」の具現化に向けた取り組みを進めます。また、周辺の豊かな地域資源の保全と活用を図り、良好な景観を創出します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
ふれあいの里の整備及び周辺の景観づくりの推進 (事業費：約2億6千万円)	ふれあいの里の整備	ふれあいの里の整備の推進	大沢の里 整備工事		丸池の里 用地取得	大沢の里 公園整備他	推進

### 2-(1)-② けやき並木の保全と道路づくり

北野ハピネスセンター周辺は、農の風景を象徴するけやき並木や屋敷林などの三鷹の原風景を残しています。ハピネスセンター前の道路等をモデル事業として位置付け、けやき並木の保全と景観形成に配慮した道路づくりの取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
けやき並木の保全と道路づくり	景観重要公共施設(道路)の整備	推進・検討	検討・推進				

### 2-(2)-① 拠点周遊ルート等の整備

「ふれあいの里」や「市民の広場」など、緑の拠点をつなぐ代表的なルートの連続性や回遊性を確保するため、早期の整備に取り組みます。整備にあたっては、緑や景観に配慮した道路づくりに加え、バリアフリーや健康づくりの視点等も取り入れるとともに、利便性の向上を図ります。また、歴史的・文化的な地域資源との相乗効果も考慮しながら緑と水のネットワーク形成に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
拠点周遊ルート等の整備	ネットワークの推進	ネットワークの推進	推進				

### 3-(2)-① 「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進

「農地の保全に向けた基本方針」に基づき、地域のまちづくりに合わせ、農地の保全・活用施策を進めます。農地の減少に影響する東京外かく環状道路事業においては、ジャンクション蓋かけ上部空間等へ農のある風景の創出を図るなど、さまざまな工夫や仕組みを検討し、都市農地の活用を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進	推進	策定	推進	→			

### 4-(1)-① 災害に強い公園づくりの推進

元気創造プラザ部分を除く約1.5haの都市計画公園である三鷹中央防災公園を中心に、地震や水害等から市民を守るため、市内すべての公園緑地等において、防災面から避難場所・災害復旧拠点としての役割について整理するとともに、空間確保等の防災対策強化・拡充を進め、防災に寄与する公園づくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
災害に強い公園づくりの推進	推進	推進 (1園)	推進		開設 三鷹中央防災公園	→	

### 4-(1)-② 公園緑地の改修・拡充整備の実施

安全性の向上、バリアフリーに配慮したリニューアル、生物多様性への対応等により、既存の公園緑地施設のより効果的な活用を図るとともに、市内の公園における遊具改修及び施設改修に取り組み、安全で安心な公園づくりを推進します。

また、引き続き公園緑地の拡充に努め、市民参加を取り入れながら地域ニーズにあわせた整備を計画的に進めます。さらに、既存の公園施設に関する長寿命化計画や、市内の公園・児童遊園等の有効活用に向けた公園再生等について、検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
公園緑地の改修・拡充整備の実施 (事業費：15億8千万円)	改修整備 32園	改修整備 12園	用3 地園 取整 得備	用3 地園 取整 得備	用3 地園 取整 得備	用3 地園 取整 得備	8園整備

### 4-(1)-③ 安全で安心な公園づくりの推進

「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、誰もが安心して利用できる公園づくりを市民と協働で進めます。老朽化した木製遊具等の計画的な交換や、地域住民や公園ボランティア等と連携した安全管理の充実を図ります。また、防犯の視点から見通しに配慮した施設等の配置やバリアフリーを考慮した整備を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
安全で安心な公園づくりの推進	安全で安心な公園づくりの推進	整備・推進	整備・推進				

### 5-(1)-① 市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進

住宅の密集する市街地において、民家の接道部での緑化等を推進するために、東京都の「界わい緑化推進プログラム」を活用し、効率的かつ効果的に沿道の緑化を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「まちなかグリーンベルト」の創出	市独自の事業の創出と推進	—	推進			効果の検証	検討

### 6-(2)-① 花と緑のまちづくり事業の推進

花や緑で満ちた美しいまちづくりをめざし、市民緑化支援事業の充実を図りながら、民有地内におけるさまざまな緑化に関する支援を行います。

また、ガーデニング講習会等による人財育成の他、ガーデニングフェスタ等のイベント実施やコミュニティガーデンの整備など、花と緑のまち三鷹創造協会と協働しながら、多様な「花と緑のまちづくり事業」を推進するとともに、時代背景に応じた魅力的で市民ニーズに即した事業メニューや仕組みづくり、場の提供について、同協会と協力・連携を図りながら取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
花と緑のまちづくり事業の推進	市民緑化の推進	市民緑化の推進	推進				

## VI 推進事業

### 2-(2)-② 河川ルート of 整備

河川や玉川上水沿いの拠点やルート整備に重点を置いた「川沿いのまちづくり」について検討を進めます。

市民センター周辺から仙川下流にかけての緑と水の連続空間について、新たなネットワーク空間の創出に向けた検討を進めます。

### 3-(1)-① 回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全

特別緑地保全地区、保存樹木・樹林等の指定及びそれらの保全に係る支援を積極的に推進するとともに、回遊ルート周辺の豊かな地域資源の保全と活用を積極的に図ります。

### 3-(1)-② 緑と水の環境整備重点地区の指定

自然や文化・歴史遺産を保全・継承していく地区、都市の利便性と自然環境が調和したうおいの快適空間を創出するため、緑と水の環境整備を重点的に図る地区を指定し、保全・創出、緑化・育成など緑と水に関する施策を展開していきます。

### 3-(1)-③ 生物多様性に配慮した空間の保全・再生

多様な生物の生息を可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づくりに取り組みます。

### 4-(1)-④ 遊び場広場（プレイパーク）事業実施のあり方の検討

自由に遊ぶことができる広場で、子どもたちが自分自身で遊びを考え、その遊びを通じてさまざまな体験ができるプレイパーク事業を実施します。また、常設の設置を含めた開催場所や自主的な運営方法について、市民参加等を得ながら検討を進めます。

### 4-(1)-⑤ 特色ある公園の整備

公園利用のニーズが多様化していることから、農業体験やスポーツのできる公園等について検討を進めます。

### 4-(1)-⑥ コミュニティガーデン（地域庭園）設置の推進

自然生態系を重視した公園、循環型の公園、子どもたちから高齢者までの多くの市民が憩える楽しい公園、地域・文化・自然・景観などの地域の特性を活かした公園など、市民に親しみと愛情を持って利用される特色ある公園づくりをめざします。

また、老朽化の進んだ公園や利用の少ない小規模公園等については、利用者や近隣住民などの市民参加を得ながら、市民主体で整備・管理するコミュニティガーデン（地域庭園）としてリニューアルし、利用促進を図ります。

### 5-(1)-② 接道部緑化の推進（生け垣化モデルルートの設定等）

生け垣助成制度の整備効果の情報提供と制度の充実を図り、緑豊かなまち並みを誘導するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するために、接道部の緑化を推進します。

### 5-(2)-① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

国際基督教大学、国立天文台等の市内大規模施設内の緑地を都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者等と協議を進めます。

### 6-(3)-① 自主管理・公園ボランティアの支援

地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民と協働のもとに進めていく必要があります。市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営の一部を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進め、公園ボランティア団体の活動を支援します。

### 7-(1)-① 花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充

花と緑のまち三鷹創造協会との更なる連携と実績に基づき、より一層市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みや場づくり、花と緑を担う人づくり、ネットワークづくり等を進めるとともに、市民参加の緑の活動の展開によるコミュニティの創生に取り組みます。

さらに、同協会が上連雀分庁舎へ移転することから、市との協働をさらに深化させ市民サービスの向上を図っていきます。

## VII 関連個別計画

- 緑と水の基本計画2022（第1次改定）
- 土地利用総合計画2022（第1次改定）
- 景観づくり計画2022
- 環境基本計画2022（第1次改定）
- 地域防災計画
- 農業振興計画2022（第2次改定）



牟礼の里公園



ガーディニングフェスタ2015



まちなかグリーンベルト創出事業「ワークショップ」



# 第3 住環境の改善

## 1 住環境の改善

### I 基本的な考え方

#### ● これまでの取り組みと課題

これまで、周辺環境への配慮と緑化を誘導する等、地区計画や特別用途地区制度等の活用により地域特性を踏まえたまちづくりを推進してきました。しかし、都市基盤を含む都市の更新・再生の時期を迎え、公共事業等によりまちが大きく変わることから、三鷹らしいまちづくりの方向性を示すことが重要な課題となっています。安全で快適な生活が営めるように、良好な環境の住宅市街地の形成をめざしてきましたが、今後は、都市計画道路の整備の進捗に合わせた沿線土地利用の検討や、人口増加に対応した大規模敷地の土地利用転換対策、バリアフリーの継続的整備などが求められています。また、適切に管理されない空き家への対応や木造住宅の耐震化事業も課題となっています。

市は、平成8年度に特定行政庁（注1）になって以降、道路行政、都市計画行政との連携を図りながら社会生活の基盤である建築物の安全性確保に努めてきました。しかし、この間、建築確認事務の民間開放により手続きの迅速化が進む一方、既存の雑居ビル等での火災事故を契機に的確な維持管理が求められるなど建築基準行政をとりまく状況が大きく変化しました。特定行政庁には、違反建築物対策の徹底とともに既存建築物を含めた建築物の安全性確保に向けた具体的な取り組みが求められています。

（注1）特定行政庁：建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長のことをいいます。

#### ● 施策の方向

地域のまちづくりについては、地域の特性に合ったきめ細かい整備手法を活用し、協働型のまちづくりが展開されるよう誘導し、従来のまちづくりに関する法律や諸制度に加え景観法を活用して総合的な推進を図ります。今後、整備が予定されている東京外かく環状道路周辺の都市計画道路及び牟礼地域の東八道路の沿線について、防災、活性化等の観点から用途地域の見直し、地区計画制度の活用等を検討するとともに、減少が予想される農地の保全を図るための施策も検討します。平成26年10月にまちづくり条例の一部改正によって運用を開始した大規模土地取引行為及び大規模土地利用構想の届出制度により、大規模敷地における土地利用転換に際して、周辺環境の調和や環境負荷の低減に取り組むとともに、特別用途地区の拡充等により周辺への影響を配慮し、良好な都市環境の形成を図ります。

平成28年3月に改定する「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」に基づき、引き続きバリアフリーのまちづくりに取り組めます。

また、周辺の住環境に悪影響を及ぼしている空き家については、平成26年11月に公布され、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、総合的な空き家対策を進めるため、より一層の庁内連携を図ります。

### II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
バリアフリー化に取り組んだ 公共施設・店舗等の総件数	225件	300件	355件	420件

東京都福祉のまちづくり条例・三鷹市福祉のまちづくり要綱の手続きを行った事業数。過去の平均件数（年平均16件〔東京都12件、市4件〕）を参考に目標値を設定しています。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民、事業者、NPO等は、協働で三鷹らしい景観づくりに取り組みます。
- 市民は、良好な住環境保全や商業活性化など地域特性に応じたまちづくりに取り組みます。
- 市民は、助成制度等を利用しながら、自ら安全で良好な住宅の環境の維持を推進します。
- 市民は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めます。
- 建築主は、建築物の新築または増築に際して確認申請や工事後の完了検査を受けます。
- 建築事業者は、建築主の要望内容が建築基準法に適合するよう適切に対応します。

### ● 市の役割

- 市は、景観行政団体として、三鷹の特性を生かした景観づくりを展開・推進します。
- 市は、地域の特性にあったきめ細かい整備手法を活用し、協働型のまちづくりが展開されるよう、地区計画策定を誘導します。
- 市は、用途地域の都市計画決定等の権限移譲を受けて地域のあり方について主体的かつ総合的に広く担います。
- 市は、バリアフリーのまちづくりに関して、協議会の設置、サポートを行うとともに、事業者としての役割も担い、基本構想の広報や協議会と進捗状況の確認、検証をします。
- 市は、助成制度等の周知に努め、震災等に対して市民自ら備えるよう誘導します。
- 市は、東京都と協力して特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を働きかけます。
- 市は、建築に際しての「注意点」を周知し、窓口の建築相談にも積極的に応じます。
- 市は、関係機関と連携して災害時の避難に支障のある建築物の是正指導を徹底します。
- 市は、周辺の環境に悪影響を及ぼしている空き家等については、所有者等による自主的な対応を促す取り組みを進めるとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、総合的な空き家対策を進めます。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

### 1 条例・計画の改定と推進

● 主要 主要事業    ● 推進 推進事業

(1) まちづくり条例の運用	● 推進	①まちづくり条例の運用
(2) 「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進	● 主要	①「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進
(3) 「土地利用総合計画2022」の改定と推進	● 主要	①「土地利用総合計画2022」の改定と推進

## 2 良好な住環境の整備

(1) 良好な住環境の整備		主要	①都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成 (用途地域等の見直し)
		推進	②良好な住環境創出に向けた総合的住宅施策の推進
		推進	③住宅相談の充実等による住宅施策の推進
		推進	④UR都市機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
			⑤分譲マンション維持管理啓発事業の推進
			⑥住宅施策と一体となった空き家対策の推進
(2) 市営住宅・市民住宅等の管理・運営			①市営住宅・市民住宅等の適切な管理・運営
(3) 災害に強い住宅地の形成		主要	①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
			②木造住宅耐震診断・改修助成事業の推進 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
(4) バリアフリーのまちづくりの推進		主要	①「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」の改定と推進
			②福祉のまちづくり要綱の推進
(5) 空き家等対策		主要	①空き家等対策の推進

## 3 計画的開発に向けた誘導

(1) まちづくり推進地区制度の活用	主要	①まちづくり推進地区制度の活用
(2) まちづくりのルール策定支援		①緑化協定・景観協定締結の支援
(3) 地区計画制度等の活用	主要	①地区計画制度等の活用
(4) 開発指導と建築指導の連携強化		①開発指導と建築指導の連携強化

## 4 推進体制の整備

(1) 建築指導体制の強化	主要	①「建築安全マネジメント計画」の策定と推進
		②建築指導事務とまちづくりとの連携
(2) バリアフリー推進体制の強化		①バリアフリーのまちづくりに向けた推進体制の強化

## V 主要事業

### 1-(2)-① 「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進

三鷹市にふさわしい、地域特性を生かした景観の保全・創出を図るため、景観法に基づく景観行政団体として「景観づくり計画2022」及び「景観条例」に基づき、良好な景観づくりを進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進	推進	推進	推進				

### 1-(3)-① 「土地利用総合計画2022」の改定と推進

改定する「土地利用総合計画2022」に基づき、「都市再生」等に取り組むとともに、土地利用転換される地域の適切な誘導を図り、市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現に向けた土地利用や協働のまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「土地利用総合計画2022」の推進	推進	策定、推進	改定	推進	→		

### 2-(1)-① 都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成（用途地域等の見直し）

地域と調和した建築物の建設を誘導するため、特別用途地区など都市計画制度の地域地区を活用しながら、良好な都市環境の形成を推進します。

用途地域等の見直しについては、「土地利用総合計画2022」及び「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、三鷹市の土地利用における課題等から見直しの視点や方向性を明確化し、それぞれの地域特性が活かされるように土地利用を規制・誘導していきます。また、用途地域の見直しに加え、さまざまな地域地区や地区計画等の制度を併用しながらきめ細やかに土地利用の誘導を図っていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
用途地域等の見直し	推進	「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定	推進	→			

### 2-(4)-① 「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」の改定と推進

さまざまな事業主体のバリアフリー化への取り組みを踏まえ、「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」を改定し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」の改定と推進	推進	策定、推進	改定	推進	→		

### 2-(5)-① 空き家等対策の推進

適切に管理されていない空き家は、周辺の住環境に防犯、防災、衛生上の深刻な影響を及ぼします。これらの空き家については、市内外の関係機関との連携により、所有者等による自主的な対応を促す取り組みを進めます。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、総合的な空き家対策を進めるため、より一層の庁内連携を図ります。

さらに、適切に管理されていない空き地については、不法投棄や雑草による衛生上の観点などから、今後も既存の条例を活用し、対応していきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
空き家、空き地対策の推進	推進	検討	検討・推進	→			

### 3-(1)-① まちづくり推進地区制度の活用

まちづくり推進地区においては、地区整備方針の策定により、良好な住環境の形成や魅力あるまちづくりの促進を図ります。これまで指定したまちづくり推進地区のうち、連雀通り商店街地区においては、平成22年度に地区整備方針を策定しました。この方針に基づき、東京都が進めている都市計画道路3・4・7号（連雀通り）の整備にあわせ、周辺環境と一体的なまちづくりを誘導していきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
まちづくり推進地区 制度の活用	まちづくり推進地区 制度の活用の 推進	推進	推進				

### 3-(3)-① 地区計画制度等の活用

地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進するために、これまで7地区の地区計画を定め、地区計画制度による環境に配慮した整備を誘導してきました。今後、地区整備方針の策定に取り組んでいる三鷹台駅前周辺地区、再開発に取り組んでいる三鷹駅南口中央通り東地区や、土地利用の転換が見込まれる井口特設グラウンド、さらに東京外かく環状道路の中央ジャンクション（仮称）周辺地区等において、それぞれ周辺環境との調和と一体的なまちづくりを進めるため、地区計画制度等の活用を検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地区計画制度等の活用	地区計画制度の 活用の推進	推進	推進				

### 4-(1)-① 「建築安全マネジメント計画」の策定と推進

現在の「建築安全マネジメント計画」の計画期間が平成26年度で満了となったため、新たに「建築安全マネジメント計画」を策定し、建築物の安全性の確保に向けた取り組みを推進します。計画の策定にあたっては、建築基準法や東京都建築安全条例の改正を踏まえ、警察・消防・保健所などの行政機関や関係各課と連携して検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「建築安全マネジメント計画」の策定と推進	計画の推進	推進	検討	策定	推進		必要に応じた見直し・推進

## VI 推進事業

### 1-(1)-① まちづくり条例の運用

日本無線株式会社三鷹製作所の移転など大規模な土地利用転換が行われる際には、まちづくり条例に基づき、大規模土地取引行為等の届出制度により、早い段階から土地所有者等への助言を行い、良好な住環境の保全・創設の誘導を図ります。

また、三鷹市環境配慮制度等により、開発事業者が周辺地域の環境との調和と環境への負荷の低減に努めるよう誘導し、「緑と水の公園都市」の実現に向けたまちづくりを推進します。



## 2-(1)-② 良好な住環境創出に向けた総合的住宅施策の推進

各種まちづくり手法の活用や、開発指導と建築指導の連携強化等により、良好な住環境への誘導を図ります。

また、大規模開発行為等においては、地区計画や景観協定などの制度を活用し、環境に配慮された質の高い住宅の建設を誘導するなど、「三鷹市に住みたい」「住み続けたい」と思われるまちづくりを推進します。

## 2-(1)-③ 住宅相談の充実等による住宅施策の推進

市営住宅・市民住宅・都営住宅等の公共住宅申込みに関する相談や高齢世帯の住み替え相談への対応などとともに、老朽化した家屋の修繕・増改築に関する相談など、きめの細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。これにより、高齢者や障がい者なども含めた誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅施策を推進します。

## VII 関連個別計画

- 土地利用総合計画2022（第1次改定）
- バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第1次改定）
- 景観づくり計画2022



ベンチと視覚誘導ブロック（風の散歩道にて）



国分寺崖線からの眺望（出典：景観づくり計画）

# 第3 住環境の改善

## 2 安全安心のまちづくり

### I 基本的な考え方

#### ● これまでの取り組みと課題

市はこれまで、防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定（平成18年1月施行）、安全安心緊急情報対応マニュアルの作成（平成18年2月）、安全安心情報ネットワークシステムの整備（安全安心メールの配信：平成18年2月開始）、生活安全に関するガイドラインの策定（平成18年3月）などの他、安全安心パトロール車による巡回（平成16年7月開始）及び安全安心パトロール車の貸し出し（平成19年11月開始）、町会・自治会等や事業者の皆さんによる安全安心・市民協働パトロール（平成16年9月開始）に取り組んできました。また、子どもの安全対策として、地域安全マップの作成（平成16年12月）や地域安全マップシールを作成（平成17年12月）し、市内15小学校の児童へ配布・活用を行うなど、総合的な安全安心体制の推進を図っています。

これからも安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民・事業者・関係機関が協働して地域の防犯力向上をめざすとともに、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の醸成を図ることが重要な課題です。

#### ● 施策の方向

市内における刑法犯罪の認知件数は、ここ数年、着実に減少し、平成26年は1,500件と平成になって最少となりました。しかし、子どもへの声かけ、空き巣、自転車盗難や振り込め詐欺など、市民の身近で犯罪は発生しています。このことから、通学路における子どもの安全確保や高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

「安全で安心して暮らせるまち」は市民の願いであり、その実現に向け、生活安全の推進母体である生活安全推進協議会を中心として、市民・事業者・警察等関係機関との連携により取り組みを推進します。また、東京都と連携して公共の場所への防犯カメラの設置の支援を行うとともに、安全安心・市民協働パトロールの拡充や安全安心メールの普及の促進や地域安全マップ及びマップシールの活用を推進します。また、地域防犯力の向上を目的として、出前懇談会の開催や市内に点在する落書きの消去活動を町会・自治会・関係機関等との協働により取り組みます。

### II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
安全安心・市民協働パトロールへの参加人数	2,262人	3,109人	3,300人	3,500人

「安全安心・市民協働パトロール」の取り組み状況を示す指標です。安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、市民・事業者・市が協力して「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
三鷹市内の刑法犯罪認知件数	1,767件	1,500件	1,400件	1,300件

防犯対策の成果を示す指標です。市内の犯罪を減らすために、市民や警察等の関係機関と連携して取り組みを強化します。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等は、自発的取り組みによって、地域における子どもの見守り活動及び防犯パトロールを実施します。
- 「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等は、パトロール活動中に犯罪を目撃した場合は、110番通報をします。また、危険箇所等（カーブミラーの破損、街路灯の不点灯、道路の陥没、落書き箇所など）を確認した場合は、市へ連絡します。

### ● 市の役割

- 市は、安全安心の推進母体である生活安全推進協議会を運営します。
- 市は、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、三鷹警察署・三鷹防犯協会等関係機関との連携を図ります。
- 市は、「安全安心・市民協働パトロール」に参加する、町会・自治会・事業所等に対し、パトロールに必要な装備品等を貸与するなど、地域が取り組む自主防犯活動を支援します。また、情報交換会や出前懇談会の開催及び安全安心メールを配信し、情報の共有を図ります。
- 市は、子ども自身の防犯能力の向上を図ることを目的とした地域安全マップづくり講習会を開催します。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

### 1 条例等の整備と推進

主要 主要事業   
 推進 推進事業

(1)	生活安全条例の普及・啓発	①生活安全条例の普及・啓発
(2)	防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発	①防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発

### 2 安全安心の協働の取り組みの推進

(1)	安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	主要	①安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
		主要	②市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進
(2)	生活安全に関するガイドラインの運用・見直し	推進	①生活安全に関するガイドラインの運用・見直し
(3)	生活の安全に関する意識の醸成	主要	①振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化
		推進	②地域安全マップ及びマップシールの配布・活用
			③安全安心地域出前懇談会の開催
			④学校における啓発事業の実施
(4)	安全安心情報ネットワークシステムの整備	推進	①安全安心メールの普及促進

### 3 安全安心の環境整備

(1)	空き家等対策	主要	①空き家等対策の推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
(2)	安全安心環境の拡充	主要	①防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上
		推進	②交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討
			③市内事業者と連携した地域の犯罪抑止対策の推進
			④落書き消去活動の実施

### 4 安全で地域に開かれた学校施設等の整備

(1)	学校教育施設等の安全性の確保	主要	①子どもの安全・安心の確保 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
		主要	②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照

### 5 推進体制の整備

(1)	生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化		①生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化
(2)	三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化		①三鷹警察署、三鷹防犯協会との連絡・連携の強化
(3)	庁内連携体制の強化		①安全安心緊急情報連絡会による庁内等連携体制の強化

## V 主要事業

#### 2-(1)-① 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

#### 2-(1)-② 市内事業者との協働による安全安心パトロールの推進


生活安全に関する事業の安全推進母体となる生活安全推進協議会の運営や生活安全に関するガイドラインの運用及び市民や警察等関係機関との連携を強化し、生活の安全を推進する体制を拡充します。それとともに、重要な課題となっている、子どもの通学路における安全確保及び高齢者に対する詐欺被害防止啓発等も含めた「安全安心・市民協働パトロール」を拡充します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	安全安心・市民協働パトロールへの参加人数 1,300人	847人	50人	50人	50人	50人	200人

#### 2-(3)-① 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化

振り込め詐欺等をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図るため、被害防止イメージキャラクターを活用するとともに、市民、教育委員会、警察等関係機関と一層連携し、高齢者の集い等に合わせて啓発活動を充実する等、詐欺被害防止対策を強化します。



	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
振り込め詐欺等の特 殊詐欺対策の強化	啓発活動の充実	充実	充実				

### 3-(2)-① 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上

公共の場所に設置し、犯罪の防止を目的とする防犯カメラについては東京都と連携して、その設備にかかる経費の補助を行うなど、設置に向けた支援を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
防犯カメラの設置等 による地域防犯力の 向上	107台 (通学路における設 置分を除く)	67台	5 台	5 台	5 台	5 台	20台

## VI 推進事業

### 2-(2)-① 生活安全に関するガイドラインの運用・見直し

防犯性に優れた施設の環境整備を図るため作成した「生活安全に関するガイドライン（通学路等編、住宅編、道路等編、学校等編及び公共施設等編の5編）」について、施設の整備・管理基準を普及、促進します。また、今後の社会的変化も踏まえ、適宜ガイドラインの見直しを行い、地域の安全性の向上を図ります。

### 2-(3)-② 地域安全マップ及びマップシールの配布・活用

子どもたちに分かりやすく見やすい地域安全マップを児童、生徒や安全安心・市民協働パトロールを実施する市民団体などに配布し、地域の安全情報を周知します。また、親子でまちの診断を行い、市民の視点に立った地域の安全情報の共有化を図ります。

### 2-(4)-① 安全安心メールの普及促進

従来の犯罪や不審者情報の提供などの他、防災情報や環境情報を配信することとし、ホームページや防災無線等と並ぶ情報提供ツールとして、幅広く市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。

### 3-(2)-② 交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

都立井の頭恩賜公園内や市域の西側地区、行政境周辺などのエリアにおける交番や駐在所の増設、地域安全センターの機能拡充、パトロール拠点の設置検討について、引き続き東京都に対して要請していきます。

さらに、今後青色回転灯パトロール車による地域での重点パトロール活動の拠点施設として、公的施設を含めて検討し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

## VII 関連個別計画

- 三鷹市生活安全に関するガイドライン



# 第4 災害に強いまちづくりの推進

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

市の災害対策は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災、そして平成17年9月の家屋等水害被害を踏まえた対策を中心に行ってきました。

災害対策として、一時避難場所及び避難所と位置付けられている公共施設や市立小・中学校の耐震化、備蓄倉庫の設置等、ハード面の対策とともに、市民一人ひとりの自助と地域や近隣の共助による防災力の強化を進めてきました。

今後の課題として、長期の計画となる都市基盤整備を着実に継続するとともに、市内の建物の耐震化の促進や市民及び地域の防災力強化に加え、市民への情報連絡や市の緊急活動体制の確立など公助の防災力をより強化していく必要があります。

### ● 施策の方向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を活かした国の「防災基本計画」や東京都の「地域防災計画」の改定を踏まえて改定した三鷹市地域防災計画を推進します。

また、災害情報システムの開発・導入等により、

三鷹中央防災公園・元気創造プラザを中核とした市の防災機能の強化を図るとともに、事業継続管理（BCM）を推進し「事業継続計画（震災編）」を運用していく他、災害に強い基盤の整備を図るため、街区の防災ブロック化の継続を進めます。

市民及び地域の防災力の強化のため、防災出前講座の推進や災害時在宅生活支援施設の拡充を図るとともに、総合防災訓練や防災機関・応援協定締結団体との連携強化のための防災関係機関連携訓練等、災害に応じた多様な訓練の実施、情報の共有及び伝達を行うための仕組みづくりなども行います。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、東京都と協力して耐震診断や耐震診断の診断結果に基づく耐震改修等の促進を図ります。加えて、建築物の安全性確保に向けて、警察・消防など行政機関及び関係各課と連携して違反建築物対策の徹底や民間確認検査機関への指導・監督に取り組みます。

また近年では、ゲリラ豪雨による都市型水害や新型インフルエンザをはじめとする地震以外の危機も多く発生しています。こうした自然災害等を含め、あらゆる危機や事態に対しても確実かつ、速やかに対応できるよう対策を推進します。

## II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
防災訓練参加者数	16,666人	24,521人	25,500人	27,000人

総合防災訓練及び市民が自主的に行う訓練への参加者数を示す指標です。市民が「自分達のまちは自分達で守る」ことを目標に、災害時の対応力を強化するために防災訓練への参加者数の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
建築物の不燃化率	53.7%	54.0%	55.1%	55.7%

建築物の不燃化率（床面積率）を示す指標です。震災等発生後の火災延焼を防ぐため、今後も建築物の不燃化率の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
「防災上重要な公共建築物」の耐震化率	78.9%	87.4%	99.1%	100%

市内にある防災上重要な公共建築物の耐震化率を示す指標です。市地域防災計画に位置付けられている市災害対策本部を設置する施設及び災害時に避難所を設置する施設である防災上重要な公共建築物について耐震化率を100%とすることを目標に耐震化を図ります。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民、事業者は、住居や事業所等の建物耐震化や家具・キャビネット等の転倒防止を行います。
- 市民は、災害発生に備え、水や食料の3日以上以上の備蓄など事前の備えを行うとともに、総合防災訓練等に参加し、防災行動力の向上を図ります。
- 事業者は、災害時には従業員の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の受け入れ、災害発生に備え、そのために必要な水や食料等の備蓄を行うとともに、総合防災訓練及び防災関係機関連携訓練に参加し、市及び機関相互の連携強化を図ります。
- 「避難所運営連絡会」関係者等は、避難所の開設、運営を円滑に行うため「避難所運営連絡会」により、運営方法等の検討を進めます。

### ● 市の役割

- 市は、災害発生直後から災害対策本部が迅速かつ円滑に活動できる施設設備及び活動体制を強化します。
- 市は、市民や地域の自助と共助の防災力を高めるための支援を行うとともに、公共施設及び市立小・中学校への備蓄倉庫等の施設設備の整備を進め、地域の防災拠点の機能充実を図ります。
- 市は、近隣自治体や防災関係機関との連携強化を図ります。
- 市は、東京都や関係団体及び建物所有者等と連携し、耐震診断及び耐震改修の促進に取り組み、新たに建築される住宅・建築物については、現行の構造基準に従って適切に設計及び施工が行われるように、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施が徹底されるよう指導します。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

### 1 計画の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1) 「地域防災計画」の推進	主要	①「地域防災計画」の推進
(2) 「事業継続計画（震災編）」の推進	主要	①「事業継続計画（震災編）」の推進
(3) 「耐震改修促進計画」の改定と推進	主要	①「耐震改修促進計画」の改定と推進
(4) 「国民保護計画」の改定と推進		①「国民の保護に関する計画」の改定と推進

## 2 災害に強い基盤整備

(1)	防災ブロックの形成	主要	①木造住宅密集市街地の整備事業等の推進
		主要	②都市計画道路等の整備の促進
			③防災まちづくり意識の普及・啓発
(2)	建築物の不燃化・耐震化等の促進	主要	①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
			②老朽住宅の建替え誘導
			③木造住宅耐震診断・改修助成事業の実施
			④防火地域等の指定の拡大
(3)	オープンスペースの確保と道路空間の防災化		①緑と水の回遊ルート整備に伴う都市の防災化
			②ブロック塀の生け垣化、接道部緑化の推進
			③細街路整備の推進
			④防災公園、避難ルートの整備
			⑤災害時に活用可能な農地の拡充
(4)	都市型水害対策の推進	主要	①都市型水害対策の推進 ▶「第4部-第3 水循環の促進」参照

## 3 防災拠点の整備・防災機能の強化

(1)	防災拠点の整備と防災機能の強化	主要	①三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		主要	②災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理能力の向上
		主要	③在宅避難者等の支援に向けた災害時在宅生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進
(2)	災害対策物資の備蓄		①災害対策用備蓄倉庫及び物資の充実
			②災害時トイレの整備・充実
(3)	消防力の整備	主要	①消防団を中核とした地域防災力の充実強化
			②消防団本部活動拠点の整備
			③消防ポンプ車更新
			④消防力強化要請
			⑤防火貯水槽の整備
(4)	公共施設の防災拠点化	主要	①公共施設の更なる耐震化の推進
		主要	②学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進
		主要	③公共施設の省エネルギー対策の推進 ▶「第4部-第1 環境保全の推進」参照
(5)	ライフラインの確保		①非常時の応急給水施設設備の整備
			②下水道の耐震化の推進
			③電気・ガス・通信施設の耐震化推進の要請
(6)	防災情報システムの整備	主要	①防災行政無線の拡充・更新と運用強化
		主要	②災害情報・被災者支援システムの構築と運用
			③情報通信技術等を活用した多様な防災情報システムの整備
			④防災拠点間のネットワーク化の推進

## 4 防災コミュニティづくり

(1)	自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化	主要	①避難所運営体制の強化
		推進	②自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の推進
			③防災情報の積極的提供・防災意識の啓発
(2)	外国籍市民等への支援	主要	①災害時・緊急時の対応の強化 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照
(3)	男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	推進	①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
(4)	災害時要援護者対策の推進	主要	①災害時避難行動要支援者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(5)	防災まちづくりのためのネットワーク化の推進	推進	①関係機関、民間企業との連携
		推進	②地域団体及び各種活動団体との連携
			③災害に活かせる技術等を持った人財の発掘と連携
(6)	防災訓練の推進	主要	①防災訓練の多様化
			②防災キャンプの実施
(7)	防災教育の推進	主要	①防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成
			②防災講演会等による防災意識の啓発

## 5 推進体制の整備


(1)	危機管理体制の強化	主要	①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
		主要	②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化 ▶「第6部-第4 「安全で開かれた学校環境の整備」参照
		推進	③多様な事態への対応に向けた危機管理体制の強化
		推進	④「学校活動（教育活動）に関する事業継続計画」の策定と推進
			⑤災害対策本部の体制強化
			⑥平常時業務継続に向けた危機管理対策の確立
			⑦職員の危機管理能力及び防災行動力の向上
(2)	情報伝達体制の確立	推進	①緊急時の市民への情報伝達体制の確立
(3)	災害時緊急医療体制の整備	推進	①病院・医師会等との連絡・協力体制の強化
		推進	②災害時医療体制の充実
(4)	ライフライン確保に向けた応急対応	推進	①非常時の応急給水体制の確立
		推進	②停電時の対応体制の検討
(5)	帰宅困難者支援体制の整備	推進	①帰宅困難者対策の強化
(6)	ボランティア等との連携		①災害ボランティア等の受け入れ体制の推進
(7)	国・東京都・近隣自治体との連携強化		①近隣自治体等の連携体制の強化
(8)	姉妹市町・友好都市等との連携強化		①相互広域応援体制の強化
(9)	自動体外式除細動器（AED）の配置		①自動体外式除細動器（AED）の配置



## V 主要事業


### 1-(1)-① 「地域防災計画」の推進

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業による防災拠点整備、「事業継続計画（震災編）」の策定、東日本大震災の教訓を踏まえた震災時緊急対応体制の確立、さらに、東日本大震災を反映した国の「防災基本計画」及び「東京都地域防災計画」などの改定を踏まえて改定した「地域防災計画」を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「地域防災計画」の推進	推進	改定・推進	推進				


### 1-(2)-① 「事業継続計画（震災編）」の推進

「事業継続計画（震災編）」を運用するため、事業継続管理（BCM）を推進します。また、非常時優先業務の継続に必要なマニュアル等を整備し、マニュアルに従い通常業務の継続のための実動訓練や各非常配備態勢下での実践的な訓練を実施し、非常時優先業務に即応できる職員の能力向上に取り組む等、同計画の推進を図るとともに、これらの成果の検証を踏まえて、必要に応じて同計画の見直しを行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「事業継続計画（震災編）」の推進	推進	策定・推進	推進				

### 1-(3)-① 「耐震改修促進計画」の改定と推進

「耐震改修促進計画」については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正及び「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の施行による沿道建築物の耐震化の推進、さらに、「東京都耐震改修促進計画」の改定を踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため、同計画の改定を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「耐震改修促進計画」の改定と推進	改定、推進	改定・推進	推進		改定	推進	必要に応じた見直し・推進

### 2-(1)-① 木造住宅密集市街地の整備事業等の推進

### 2-(1)-② 都市計画道路等の整備の促進

災害に強いまちづくりの前提となる都市構造上の課題として、都市計画道路等で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保し、震災時でも自分の生活圏の安全が確保できるまちづくりが必要です。

東京都の調査においても火災危険度が高い地域とされる上連雀二丁目、五丁目地域や、木造家屋が密集し、狭い道路が多い井の頭地区等の災害危険度の高い地域を都市の再構築として地域全体の不燃化を進めるような地区計画の導入や都市計画道路等の整備を促進していく必要があります。調布保谷線や東八道路などの都市計画道路等の整備促進による延焼遮断帯としての機能向上や、狭い道路の拡幅による防災機能の向上を図ります。



	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
木造住宅密集市街地の整備事業等の推進	推進	調査・研究	調査研究	→	方針の策定	→	→

### 2-(2)-① 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

震災発生時においても、「緊急輸送道路」の機能を確保するため、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により指定された特定緊急輸送道路の沿道建築物について、国及び東京都と連携しながら耐震化を促進するために助成を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 (事業費約11億円)	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	促進	促進	→	→	→	→

### 3-(1)-② 災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理能力の向上

災害発生時の市災害対策本部の迅速な活動及び機能の強化とともに、警察、消防、医療機関をはじめとする防災関係機関との連携を図るため、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業の中で、災害情報システム等を備え、災害対策本部及び消防団本部等の防災センター機能を持った活動拠点を整備します。

この施設に集約される組織や設備が、災害時に平常時の施設利用から機能を転換し、市災害対策本部、災害ボランティアセンター本部、災害医療対策実施本部等の役割を果たすことができるよう防災機能の強化を図るとともに、防災関係機関との間で強固なネットワークを構築することで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
災害対策本部活動拠点の整備と防災機能の強化	災害対策本部活動拠点の整備、運用	設計・整備	整備	→	運用	→	→

### 3-(1)-③ 在宅避難者等の支援に向けた災害時在宅生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進

災害等発生時に自宅等で避難生活をする市民の生活支援を行うため、災害時在宅生活支援施設や防災機能を持った公園等のミニ防災ひろばの整備を行い、地域住民がこれら施設を拠点として防災活動や訓練等の実施の場として活用することにより、市民の自助及び地域の共助の強化を進めていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
在宅避難者等の支援に向けた生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進	21施設を整備し活用する	5施設整備	2施設	2施設	2施設	2施設	8施設

### 3-(3)-① 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を受けて、消防団の装備品の拡充や消防団員の確保に向けた、消防団協力事業所の拡充や学生消防団活動認定制度の活用等により消防団が活動しやすい体制を整えるとともに、地域の防災リーダーとしての役割を担うことで、地域防災力の充実強化に繋げていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団及び地域防災力の充実強化		推進				

### 3-(4)-① 公共施設の更なる耐震化の推進

### 3-(4)-② 学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進

「地域防災計画」に位置付けられている市災害対策本部を設置する施設及び災害時に避難所を設置する施設である学校等の「防災上重要な公共建築物」について、耐震化率を100%とすることを目標に耐震化を図ります。また、「特定建築物(注1)」、「防災上重要な公共建築物」以外の施設についても、耐震診断の実施・耐震化を促進します。

学校、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂等については、炊き出しやトイレの提供を行うとともに、生活必需品を配布するなど、災害時に自宅で避難生活を送る被災市民等の生活を支援する生活支援施設としての機能向上を図ります。

(注1) 特定建築物：耐震改修促進法において、学校・保育所・福祉施設等の用途に供し、一定規模を有する建築物のことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校施設の耐震補強工事	耐震化率100%の達成	二小、羽沢小、五中	三小・中原小・北野小・六中(体育館)				
コミュニティ・センターの耐震補強工事	耐震化率100%の達成	大沢、牟礼	(設計)井口	(工事)			
その他公共施設の耐震補強工事	耐震補強工事等の実施	議場棟	(工事)むらさき子ども広場	(設計)北野ハピネスセンター教育センター	(工事)		

(上記表中 中期全事業費：約13億8千万円)

### 3-(6)-① 防災行政無線の拡充・更新と運用強化

東日本大震災後の計画停電の際に防災無線放送を実施した時の音声伝達状況の検証結果を踏まえて、放送が聞こえにくい地域への情報伝達の確実性の改善を図るため、防災行政無線拡声子局の増設等の再検討を行います。また、防災拠点や関係機関との連絡手段確保のため、MCA無線システム(注2)の増設とその機能を最大限活用できるように定期的に通信訓練を実施し、システムの運用体制の強化を図ります。

また、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの設備の移転に合わせて、防災行政無線用の非常用電源設備を更新していきます。

(注2) MCA無線システム：業務用無線の一つで、制御局を共同で利用する無線システムで、利用者は同じ識別番号を持つ会社等のグループ単位で交信できるシステムです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
防災行政無線の拡充・更新と運用強化	防災行政無線同報系拡声子局の更新	検討	検討	→	実施	→	
	防災行政無線非常用電源設備の更新	一部実施	実施	実施			

### 3-(6)-② 災害情報・被災者支援システムの構築と運用

三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備にあたっては、地震等の大規模災害が発生した際に、市内の被害状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況等、災害対策本部で必要な情報をいち早く収集、整理するシステムを導入します。あわせて、安否確認、リ災証明の発行などに速やかに対応できるシステムを構築します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
災害情報・被災者支援システムの構築	システムの運用	一部整備	構築・運用	→	運用	→	

### 4-(1)-① 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。また、避難所を効率的かつ適切に運営するため、避難所開設・運営訓練を行い、課題を抽出のうえ避難所運営マニュアルの見直しを行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
避難所運営体制の強化	全避難所運営連絡会の開催及びマニュアルの見直し	設置・強化	見直し	→			

### 4-(6)-① 防災訓練の多様化

災害時の防災行動力向上のため、自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、特に地域の核となる小・中学校との連携を強化していきます。訓練についても、実際の災害から市民の生命・身体・財産を守るための多様な訓練を検討のうえ実施するとともに、訓練の参加率向上を図ります。さらに、警察、消防、自衛隊等と連携した広域的な防災訓練への取り組みも進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
防災訓練の多様化	多様な防災訓練の実施		検討実施	→			

#### 4-(7)-① 防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成

市民のニーズに応じた防災出前講座を積極的に開催し、市民の自助及び地域の共助等の防災力強化を図るとともに、平常時の地域の防災活動の推進や災害時に正確な情報提供を行う人財として、災害活動経験者や消防団OB等を中心とした市民防災協力員の育成に取り組めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成	防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成	出前講座の実施	実施・育成	→			

## VI 推進事業

#### 4-(1)-② 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の推進

町会・自治会等を中心に活動している自主防災組織に加え、避難所運営連絡会の他、PTA、オヤジの会など小・中学校を核として活動している団体・組織の防災活動を推進することで、市民防災力を高めるとともに、地域防災ネットワークを広げ、地域防災力を強化します。

#### 4-(5)-① 関係機関、民間企業との連携

被害を最小限に抑えるため、警察、消防等関係機関及び民間企業と災害時応援協定の締結等により、日頃からの備えや災害時の役割分担などについて取り決め、協力体制を構築します。また、応援協定に基づく各種訓練の実施などを通じ、災害時にそれぞれの団体が最大限の機能を発揮できるよう連携を深めます。

#### 4-(5)-② 地域団体及び各種活動団体との連携

日頃の自主的な活動等とおし蓄積された地域団体のネットワークや組織力を災害時に活かすため、さまざまな地域団体との防災パートナーシップを協定するなどし、防災コミュニティの形成を図り、連携を強化します。

#### 5-(1)-③ 多様な事態への対応に向けた危機管理体制の強化

地震災害の他に、都市型水害をもたらすゲリラ豪雨、新型インフルエンザ、食品偽装、振り込め詐欺、子どもを狙った犯罪の発生など、生活の安全を脅かす多くの事件・事象が発生しています。これらの起こりうる多様な事態に迅速かつ確に対応するために危機管理体制の充実が必要です。

危機管理体制については、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備にあわせて、職員の危機管理力向上を図り強化します。

#### 5-(1)-④ 「学校活動（教育活動）に関する事業継続計画」の策定と推進

震災等の大規模災害時には小・中学校は地域の防災拠点として、一時避難場所・避難所として位置付けられています。

災害の規模が大きい場合には避難所の設置が長期間にわたることが予測されることから、学校活動（教育活動）の早期復旧を実現し、児童・生徒の安全安心を確保するため、学校分野に関する「事業継続計画（震災編）」の策定とともに、そのための体制整備に取り組みます。

#### 5-(2)-① 緊急時の市民への情報伝達体制の確立

災害時や災害の発生が予測される時に、市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災行政無線やICT（情報通信技術）（注3）の活用とともに、日頃の地域コミュニティのネットワーク等の活用により、すべての市民に情報が迅速に伝達できる方法について検討し確立します。



(注3) ICT：情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、一般的には「情報通信技術」のことを指しています。

### 5-(3)-① 病院・医師会等との連絡・協力体制の強化

### 5-(3)-② 災害時医療体制の充実

病院や医師会等との連携を強化しながら、災害時の医療救護所や病院の運営方法について協議していきます。また、災害時医療体制の充実に向け、防災訓練等においても医師会等の関連機関と災害時医療体制のあり方などについて検証を進めていきます。

### 5-(4)-① 非常時の応急給水体制の確立

平常時に水道事業を行う東京都水道局と連携し、非常時における応急給水体制の確立を図ります。東京都水道局と連携して、災害時の飲料水を確保するため応急給水体制の充実を図り、震災に強い体制づくりを進めます。

### 5-(4)-② 停電時の対応体制の検討

東日本大震災を踏まえ、発災直後の停電や計画停電に備え、公共施設利用者の安全確保や市民生活に不可欠な市施設の継続運用を図るための取り組みを進めます。また、東京電力等と連携し、市民への適切な情報伝達を図ります。

### 5-(5)-① 帰宅困難者への対応の強化

東日本大震災の教訓から、震災等直後から発生する帰宅困難者への対応について、関係機関連携訓練等と合わせて帰宅困難者対策訓練を実施し災害時の対応力の向上を図るとともに、東京都の対策も踏まえて、的確な情報伝達、物資及び一時滞在施設の提供などの支援体制の確立を図ります。

## VII 関連個別計画

- 地域防災計画
- 事業継続計画（震災編）
- ICT事業継続計画
- 災害時要援護者避難支援プラン
- 新型インフルエンザ対策行動計画
- 国民の保護に関する計画



総合防災訓練における防災わくわくイベントでのバケツリレー訓練



# 第5 都市交通環境の整備

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

コミュニティバスについては、交通不便地域の解消を目的に、これまで7路線を運行してきました。運行開始から15年以上が経過し、既存路線の運行ルートの見直しや利便性の向上が求められています。

放置自転車対策として、駐輪場整備基本方針に基づき市立駐輪場の再整備を進め、市内の各駅周辺駐輪場を概ね有料化することで、市立駐輪場の料金体系の適正化を図ることができました。これらの施策により、駅周辺の放置自転車の台数は大幅に減少しましたが、依然として一定数の自転車が放置されています。自転車の放置防止に有効とされる駐輪場の整備については、今後、新たな駐輪場の設置が困難であるため、既存駐輪場をより効率的に運用していくことが必要です。

交通安全対策については、平成16年に「自転車の安全利用に関する条例」を制定し、自転車安全講習会を開催し、受講者に対して安全運転証を交付するなど自転車運転のルール・マナーについて啓発を行ってきました。しかしながら、依然として自転車に関連する事故が多いことから、警察と連携した更なる対策の強化が必要です。

### ● 施策の方向

誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会を中心に「交通総合協働計画2022」を改定し、推進します。

コミュニティバスについては、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスとの役割分担や地域特性に合ったコミュニティバスの運行を推進します。

駐輪場については、「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化等について、引き続き推進します。さらに、既存の駐輪場をより効率的に活用するため、「放置自転車数の減少」、「環境負荷の軽減」、「まちの活性化」等が期待できるサイクルシェア事業に向けた社会実験を実施します。これらの自転車交通環境の整備を通して自転車の課題や可能性について検証します。

交通安全対策については、近年、自転車に関連する事故、ルール・マナー違反等が増えていることから、自転車安全講習会の拡充や警察と連携した新たな取り組みを検討し、推進します。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
駅前地域の放置自転車の台数	302台	97台	90台	80台以下

三鷹駅南口の自転車等放置禁止区域における一日あたりの放置自転車の台数を、交通環境の向上度を示す指標とします。利用しやすい駐輪場の整備や自転車の放置防止対策を推進し、駅前地域の交通環境の改善を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
コミュニティバスの輸送人員	1,128,795人	1,249,264人	1,370,000人	1,430,000人

コミュニティバスは、交通利便性の向上をめざしており、年間の輸送人員をその指標とします。近年の輸送人員の状況は横ばいから微増傾向にあります。さらに利用しやすいコミュニティバスの運行をめざしていきます。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、自転車の利用にあたって、交通ルールを守ります。
- 鉄道事業者は、鉄道利用者のための駐輪場設置に努めます。
- バス事業者は、誰もが利用しやすいバスの運行に取り組みます。
- 「三鷹市交通安全対策地区委員会」は、市民生活の安全を推進するため、地域の交通安全事業に取り組みます。

#### ● 市の役割

- 市は、地域住民の意見を踏まえ、地域特性に合ったコミュニティバスの見直しや利便性の向上に取り組みます。
- 市は、放置自転車数の減少を図る取り組みを進めます。
- 市は、利便性の高い駐輪場施設を整備するとともに、サイクルシェア事業に向けた社会実験等、既存駐輪場のより効率的な活用を検証します。
- 市は、警察や「三鷹市交通安全対策地区委員会」と連携し、自転車の運転ルール・マナーの啓発活動など、交通安全対策を推進します。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

#### 1 計画の改定と推進

● 主要事業    ● 推進事業

(1) 「交通総合協働計画2022」の改定と推進	● 主要	①「交通総合協働計画2022」の改定と推進
--------------------------	------	-----------------------

#### 2 公共交通機関の整備・拡充

(1) みたかバスネットの推進	● 主要	①都市再生と連携したみたかバスネットの推進
		②既存バス路線見直しの要請
		③早朝・深夜バス便拡大の要請
(2) バリアフリーのまちづくりの推進		①交通関連施設のバリアフリーの推進

(3)	バス停関連施設の充実	推進	①バス乗り換え駐輪場（サイクル・アンド・バスライド）の整備
			②バス停施設（上屋・ベンチ等）の高品質化
			③バス接近表示システム（バスロケーションシステム）拡充の要請
			④幹線道路の歩道・バスベイ（歩道に切り込みのある停車帯）の整備
(4)	新交通システム導入等の要請		①LRT等新交通システム導入の要請
			②JR中央線、京王井の頭線のホームドア設置の要請

### 3 交通環境の整備

(1)	環境に優しい交通環境の推進	推進	①公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入
			②電気自動車（EV）等次世代交通の普及に向けた研究
			③カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討
			④市内道路の通過交通抑制に向けた制度の検討
(2)	交差点改良事業の促進	主要	①交差点あんしん歩行プラン（仮称）事業の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
			②交差点すいすいプラン事業の促進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
			③隅切り・視距改良の推進
(3)	放置自転車等対策の推進		①放置禁止区域内の指導・規制の強化
			②自転車のリサイクル推進
(4)	自転車交通環境の整備	主要	①「駐輪場整備基本方針」の改定と推進
		推進	②自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
		主要	③サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証
		推進	④自転車通行安全対策の推進
			⑤民間駐輪場設置に対する助成
(5)	違法駐車対策の推進	推進	①道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化
(6)	駐車場整備の推進		①民間駐車場の整備助成
			②「駐車場整備計画」の見直し・推進
(7)	歩道の安全性の向上	主要	①架空線の地中化・無電柱化の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
		推進	②バリアフリーの道路整備の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
			③電柱移設等による歩行空間の改善の推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
			④歩道の拡幅整備
			⑤ポケットスペースの設置
			⑥不法占用物件の取締り強化
			⑦ガードレール等の設置

## 4 交通安全の啓発

(1)	交通安全教育の推進	主要	①交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進
			②自転車安全講習会の拡充
			③交通安全教室の実施・拡充
			④街頭指導・広報活動の充実
(2)	交通安全運動の推進		①交通安全運動の推進

## 5 被害者共済事業の充実

(1)	交通災害共済事業の充実		①交通災害共済制度の加入促進
-----	-------------	--	----------------

## 6 推進体制の整備

(1)	関係機関との連携		①警察、関係機関、交通事業者との連携の強化
-----	----------	--	-----------------------

# V 主要事業

### 1-(1)-① 「交通総合協働計画2022」の改定と推進

地域に暮らす誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会において策定した、「交通総合協働計画2022」を改定し、推進します。本計画は、「交福（交通による福祉の実現）」を理念に、移動しやすい、かつ地域の活性化につながる公共交通体系（みたかバスネット）の推進の他、交通体系の多様性への対応についても、市民・事業者・行政の役割分担・連携・協働による総合的な交通の取り組みを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「交通総合協働計画2022」の改定と推進	改定、推進	推進	改定	推進	→		推進

### 2-(1)-① 都市再生と連携したみたかバスネットの推進

「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性に合わせたコミュニティバスの運行を進めます。


三鷹中央防災公園・元気創造プラザや杏林大学井の頭キャンパス、東京外かく環状道路周辺都市計画道路等の整備、市内大規模工場の市外移転に伴う土地利用転換や再開発など、今後の都市再生事業との連携を図りながら、既存ルートの見直しを検討します。また、路線バスとの連携を強化しながら、利便性の高い乗り継ぎ方法の検討など、利用環境の改善を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市再生と連携した みたかバスネットの 推進	見直し・運行	見直し・運行	杏林大学井の頭キャンパス開校に向けた見直し・運行 コミバスルート見直し計画策定	コミバス見直しルート運行に向けた調整	コミバス見直しルート運行 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開業等に合わせた	運行	見直し・運行

### 3-(4)-① 「駐輪場整備基本方針」の改定と推進


「駐輪場整備基本方針」を改定し、利便性の高い駐輪場の運営・整備等を推進します。特に、三鷹駅前地区再開発基本計画の推進に伴い三鷹駅南口駐輪場の再編に向けて検討を進めます。

あわせて、駐輪場を有効活用する手法について研究するとともに、鉄道事業者に対して、駅周辺地区の駐輪場整備について、協力を要請します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「駐輪場整備基本方針」の推進 (事業費：約6億7千万円)	推進	策定・推進	見直し	改定	推進		

### 3-(4)-③ サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証

既存の駐輪場を効率的に活用し、「放置自転車数の減少」、「環境負荷の軽減」、「まちの活性化」等が期待できる、サイクルシェア事業に向けた社会実験を実施し、検証を行います。これに先駆けて、ミニ実験を実施し、社会実験に向けた準備を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
サイクルシェア事業 に向けた社会実験の 実施と検証	サイクルシェア 事業の推進	計画	ミニ実験の実施	社会実験結果の検証 実施			社会実験・実験結果の検証、事業化に向けた検討



#### 4-(1)-① 交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進

交通安全の推進のためには、道路の改良や交通規制の整備などの他、車や歩行者などの交通ルールの徹底やモラルの向上を進める必要があります。また、自転車に関連する事故等が増加していることから、道路交通法の改正などを踏まえ、警察署など関係機関と連携し、交通ルールの周知やマナー向上に向けた指導の強化を図り、その効果が徹底されるような手法の検討を進めるとともに、自転車安全講習会の受講者拡大を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進	推進	推進	推進	→			

## VI 推進事業

#### 2-(3)-① バス乗り換え駐輪場（サイクル・アンド・バスライド）の整備

鉄道駅周辺への自転車の流入を抑制し、居住地域の最寄りバス停の利用を促進するため、バス乗り換え駐輪場（サイクル・アンド・バスライド）としてバス停の近隣地に駐輪場を整備します。

#### 3-(1)-① 公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入

排気ガスの排出削減等による地球温暖化対策の取り組みとして、クリーンエネルギー自動車等の導入を促進し、環境負荷の少ない公共交通機関の普及に努めます。

#### 3-(4)-④ 自転車通行安全対策の推進

通学路や、事故の多発する交差点及びカーブ等への滑り止めカラー舗装を実施します。

#### 3-(5)-① 道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化

「違法駐車防止に関する条例」に基づき、違法駐車防止について三鷹駅前エリアや市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）周辺などを重点とした対策を進めるとともに、警察署など関係機関と連携を図りながら、違法駐車のない安全で快適な交通環境の整備を推進します。

## VII 関連個別計画

- 交通総合協働計画2022（第1次改定）
- バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第1次改定）



みたかシティバス